

25消安第162号
平成25年4月5日

社団法人 日本食鳥協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



中国における鳥インフルエンザ（H7N9亜型）の発生に係る防疫対策の強化につ
いて

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛て通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。

写

25消安第162号

平成25年4月5日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

中国における鳥インフルエンザ（H7N9亜型）の発生に係る防疫対策の強化
について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）及び、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3409号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、各都道府県に本病の発生状況等を把握するための検査の実施をお願いしているところです。

今般、中国において、H7N9亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染・死亡事例が継続して確認されているところですが、今月4日、中国農業部により上海市内の卸売市場のハトから、H7N9亜型のインフルエンザウイルスが検出された旨の公表がありました。当該ウイルスの遺伝子解析から、当該ウイルスは鳥類には低病原性であるため、既に中国の家きんや野鳥に広く感染している可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、「平成24年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成24年9月10日付け24消安第3025号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき行っている本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化について、この機に再度御確認いただくとともに、下記の事項も併せて御対応いただきますよう、お願いいたします。

記

○ ハトにおける本病の監視体制の構築について

レース鳩又は伝書鳩を飼養する者に対し、別紙の検査への協力を依頼し、協力が得られたところについて、速やかに同検査を実施すること。

(別紙)

レース鳩及び伝書鳩を対象とした鳥インフルエンザの検査について

1 目的

これまで検査の対象とされていなかったレース鳩及び伝書鳩を対象に鳥インフルエンザの検査を行い、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの万が一の侵入時の早期摘発に万全を期する。

2 対象

レース鳩及び伝書鳩

3 検査の方法

レース鳩及び伝書鳩の新鮮糞便を採取し、A型インフルエンザウイルス遺伝子の検査を実施する。

A型インフルエンザウイルス遺伝子が陽性の検体については、H5亜型もしくはH7亜型の判定のための遺伝子検査を実施するとともに、ウイルス分離を行う。

4 検査結果を踏まえた対応

検査の結果、H5亜型もしくはH7亜型のインフルエンザウイルスが分離された場合、もしくはH5亜型もしくはH7亜型のインフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された場合には、当該鳩群の自主淘汰を指導する。

5 その他

検体数等の詳細については別途連絡する。